

大災害時における対策等に関する要綱

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県南部を中心とした地域の美術館をはじめとする文化財保管展示施設や社寺、そこに収蔵保管されていた文化財等が大きな被害を受けた。その被災文化財等を救出するため、文化庁長官の呼びかけによって「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」が組織され、いわゆる文化財レスキュー事業がはじめて組織的なかたちで実施された。全国美術館会議はこの救援委員会に協力団体として参加するとともに、独自に美術館・博物館の被災に関する総合調査を実施、将来の大災害に備えるため平成10年に本要綱を定めた。

さらに平成23年には東日本大震災が発生し、東北地方の太平洋岸地域を中心に未曾有の大災害をもたらした。ここでも「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が組織され、文化財レスキュー事業が展開された。全国美術館会議はこの事業にも積極的に協力するとともに、チャリティー募金活動をはじめとする事業によって必要な資金を確保し、東日本大震災復興対策委員会を設置し、美術品を中心とした被災文化財の保全や、被災地域の美術館等への復興支援活動を展開してきた。この活動は文化財レスキュー事業に参画した諸団体の中でも、ひととき充実したものとして注目と評価を得ることができた。その際、本要綱はこれらの活動の拠り所となったものの、一方で大災害発生時における諸活動を円滑に実施するためには十分でないことも明らかとなった。

東日本大震災以降も、各地で地震災害や風水害等が頻発するようになっている。そのため平時から必要な防災対策に取り組むとともに、災害発生時に迅速かつ適切な対処ができるよう本要綱を改正する。

(目的)

1. この要綱は、各種の災害が発生し、一般社団法人全国美術館会議（以下「本会」という。）に加盟する正会員（以下「会員館」という。）等に被害が発生する場合に、必要に応じて情報の収集と提供、救援活動、調査活動等（以下「活動」という。）が実施できるよう、その取扱いについて定めるものである。

(活動)

1. 会員館は、活動の必要が生じ、本会内に救援対策本部が設置されて活動が実施される場合には、情報や資材の提供、人員の派遣等可能な限りその活動に参加、協力するものとし、その行為は無償を原則とする。

(災害並びに被害)

1. 災害とは、地震、風水害、火災、人為的災害等をいう。被害とは、それが原因で生ずる美術館における施設、管理資料、職員等への損害をいう。
2. 災害が発生することが確実に予想される場合、それが原因で損害が現実視される段階となった場合は、前項と同等と見なすものとする。

(情報の収集と提供)

1. 本会は、災害が発生し、会員館に何らかの被害が生じたと推定される場合には、連絡網による情報交換活動を実施するものとする。
2. 災害を受けた会員館（以下「被災館」という。）は、可能な範囲で速やかに被災状況を把握し、本会に対し被害の状況を報告するものとする。
3. 本会は、収集した情報を会員館に、人的被害や建物被害等の有無を必要に応じて適切に提供するものとする。
4. 本会は、被災館の承諾を得た被災内容について、本会以外の関係機関に文書により情報の提供をすることができる。

(救援活動の内容)

1. 本会が実施する救援活動の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 被災館が、その被害に対してとらなければならない対策について必要とされる情報の提供
例：応急処置の方法についての必要な情報の収集と提供
：修復技術者についての必要な情報の収集と提供
 - (2) 応急処置に必要な資材の提供
 - (3) 被災館の管理資料の一時保管場所の提供
 - (4) 上記の対策等の実施にあたって必要とされる作業の援助
 - (5) その他、必要と判断される救援活動

(調査活動)

1. 本会は、災害によって会員館等に被害が発生した場合には、その後の防災対策に役立てるため被害内容の調査を実施し、会員館に報告するものとする。

(活動の範囲)

1. 本会が実施する活動の対象は原則として救援活動を求めた会員館とするが、必要に応じて以下の範囲で活動を実施することができる。
 - (1) 文化庁又は救援委員会等の協力要請によるもの
 - (2) 当該地域の文化財等
 - (3) その他、必要と認められるもの

(組織)

1. この活動を円滑かつ迅速に実施するため本会内に救援対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。
2. この活動を実施するにあたり、本会は全国に広域ブロック本部を置くものとする。各広域ブロックは、2年ごとに広域ブロック本部館と広域ブロック副本部館を定め、本会理事会の承認を受けるものとする。
ブロックは以下の10ブロックとする。
北海道、東北、関東、東京、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州(沖縄を含む)
3. 各都道府県立美術館又は都道府県立美術館が存在しない地域はそれに代わることのできる施設（以下「県立美術館等」という。）を、各都道府県域内の拠点と位置付ける。
4. 広域ブロック本部と県立美術館等は互いに連携を取りながら、自らの判断並びに本部の要請に応じて、必要な活動を実施するものとする。
5. 本会は、これ以外に必要なに応じて現地対策本部を置くことができる。

(活動実施の決定)

1. 活動実施の決定（以下「決定」という。）は、本会理事会においてなすものとする。ただし、緊急を要する場合には、会長は副会長と協議の上で、暫定的に決定ができるものとする。その場合、会長は速やかに理事会を招集し、正式な決定を行わなければならない。

(報告)

1. 本会は、活動を実施した場合には、会員館に対してその報告を行うものとする。

(外部との連携)

1. 本会は、災害の発生によって援助活動を実施することとなった場合、必要により関係官公庁等に協力を要請し、文化庁や救援委員会、被災地域の教育委員会、その他関係団体と相互に協力・連携して本要綱の目的の達成に努めるものとする。

(日常的活動)

1. 本会は、日頃から災害時の活動を円滑に実施できるよう、また、会員館が災害に対する日常的な対策が実施できるよう、必要な情報の収集と提供に努めるものとする。
2. 会員館は、日頃から災害時に被害が生じないよう可能な対策を実施するよう努めるものとする。
3. 会員館は、災害時に本会としての活動が実施された場合に対応できるよう、日頃から情報の収集、資材の備蓄、職員派遣体制の確保等に努めるものとする。

(実施要領)

1. 本会は、活動が円滑に実施できるよう、連絡網及び援助活動に関する実施要領を別に定める。

(附 則)

1. この要綱は、平成 10 年 6 月 2 日から施行する。
2. この要綱は、令和元年 5 月 22 日に改正し、同日から施行する。
3. この要綱は、令和 5 年 1 月 23 日に改正し、同日から施行する。